

# 近代日本における団体歌の作曲

## ——東京音楽学校の委嘱作曲の事例から——

仲 辻 真 帆

### はじめに

東京音楽学校における団体歌作曲の記録は1907（明治40）年にはじまる。明治期から実施された委嘱作曲は東京藝術大学が発足した1949（昭和24）年以後も継続され、その記録は1957年までたどることができる。

東京音楽学校が手がけた1907年から1949年までの委嘱関係書類にかんしては、すでに資料が整理され、『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇』第2巻<sup>1</sup>にも概要が掲載されているが、その全体像を把握することは容易でない。それぞれの作曲家が何曲の団体歌を書いたのか、といった基礎事項も直ちに理解することは困難である。さらに、校歌以外も視野に入れたうえで、学校の枠組みをこえて広くうたわれた団体歌について、地方への伝播、実際の普及状況といった観点も含めて考察した研究はほとんどない。

そこで本論文では、東京音楽学校の委嘱作曲について、依頼状や楽譜送付状等を読み解きながら団体歌作曲の実態を追究すると同時に、近代日本において同校が果たした社会的役割を検討する。明治から昭和前期に作られた団体歌は、日本の国民国家形成に関わる重要なものであり、その創作経緯や伝承について明らかにすることにより、近代日本の音楽文化研究に寄与できるものと考えらる。

なお、本稿では基本的に資料の原表記を採用したが、引用文の旧字は新字に改めた。

## 1. 東京音楽学校の委嘱作曲について

### 1-1. 委嘱作曲の概要

東京音楽学校が委嘱を受けて作曲した団体歌として、校歌、寮歌、学生歌、同窓会歌、県および市区町村の歌、社歌、工場歌、青年団歌などが挙げられる。校歌の依頼が最も多く、小学校、中学校、高等女学校、専門学校、師範学校など各学校の依頼を受けた。

また、地方自治体からの委嘱もあり、早い時期の作曲事例として、名古屋市歌（1910年）や、滋賀県坂田郡歌、北海道小樽区歌（ともに1911年）がある。日本最初の県民歌とされる《秋

田県民歌<sup>2</sup>の委嘱書類も確認することができ、1930（昭和5）年10月7日付で秋田県知事・稗方弘毅から東京音楽学校長・乗杉嘉壽宛に依頼状が送付され、同年11月5日付で歌詞修正および作曲にたいする礼状が秋田県知事から送られたことがわかる。

その他、日本勸業銀行の歌（1929年）や大阪毎日新聞社の社歌、麒麟麦酒会社製塩工場の歌（ともに1930年）などの依頼もあった。さらに、全国神職会からの依頼を受けて作曲した《神社参拝の歌》（1931年）、大日本消防協会の委嘱曲《消防歌》（1933年）のように、様々な状況で歌われる曲も手がけている。皇族の行啓に際し、各都道府県が奉迎歌の作曲を依頼してくることもしばしばあった。

依頼者は学校が多く、北海道から沖縄まで、日本各地から依頼が届いた。他にも、朝鮮半島や台湾など、「外地」からの委嘱を受けていたことも判明している。南満州鉄道株式会社が設立した長春商業学校の校歌（1921年）、朝鮮総督府からの委嘱曲《内地の歌》（1922年）、台湾総督府台北第二師範学校の校歌（1931年）などの他、ホノルル市カカアコ・アラパイ共立日本語学校の校歌（1938年）なども作曲している。

## 1-2. 作曲依頼関係書類

東京音楽学校が1907（明治40）年から1949（昭和24）年までに扱った委嘱作曲にかんする資料は、14冊の文書綴りで保管されてきた<sup>3</sup>。

【表1】東京音楽学校の作曲依頼関係書類

文書タイトル <sup>4</sup>
自明治四十年十月 至大正四年十一月 作曲委託関係書類
自大正五年五月 至大正十五年五月 作曲委託関係書類
自大正十四年 至昭和三年 作歌作曲依頼書綴
自昭和五年 至昭和八年 作曲依頼関係
自昭和八年 至昭和九年 作曲依頼関係書類
昭和十年 作曲依頼関係書類
昭和十一年 作曲依頼関係書類
[昭和十一年～昭和十三年] 作曲依頼関係
[昭和十四年～昭和十五年] 作曲依頼関係
昭和十六年中作歌作曲依頼表 <sup>5</sup>
昭和十七年六月 昭和十八年九月 作曲依頼関係書綴
昭和十八年八月 昭和二十年二月 作歌曲依頼書綴
昭和十九年以降 作曲綴込
昭和二十三年度 作歌作曲依頼書綴
昭和二十四年（自三月 至十二月）作歌作曲依頼書綴

前記の文書は、「東京音楽学校作曲委託関係書類」という資料名で、東京藝術大学附属図書館にマイクロフィルムがあり<sup>6</sup>、資料の現物は同大学の大学史史料室が所蔵している。

これらの資料に対し、2010～2012年度の科学研究費助成事業<sup>7</sup>で委嘱作曲のデータベースが構築され、資料のスキャンもおこなわれた。2019（令和1）年11月4日現在、データベースおよびデジタル画像の閲覧は大学史史料室でのみ可能であるが、間もなくウェブ公開が予定されている。

大学史史料室のデータベースでは、1907（明治40）年10月3日から1949（昭和24）年5月19日までの受託作について、それぞれID番号が付されており、デジタル画像と照合することができる。データベースとID番号を照らしあわせると、合計797のフォルダが確認できる。ただし、この期間に東京音楽学校の手がけた受託作が797件ではないことに注意したい。797のフォルダのなかには、作曲依頼以外の文書もわずかに含まれている。また、1件の依頼にかんする資料が散在して照合が困難な状況となり、結果として複数のフォルダに分散していることもある。さらに、依頼状のみ、あるいは歌詞のみが現存し、作曲状況が不明である例や、依頼者と東京音楽学校との間で条件が折り合わず作曲に至らなかった例も見受けられる。

本論文では、上記のデータベースを活用しつつ、情報を再整理して委嘱作曲の実態に迫る。

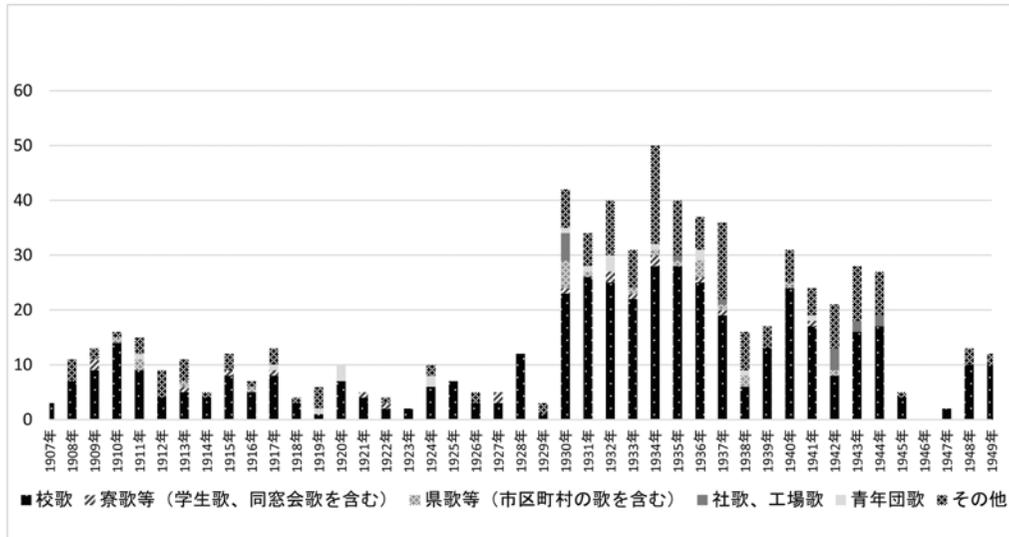
## 2. 団体歌作曲の実態

本項では、先に述べた797件のうち、著作権にかんする通知文のような東京音楽学校側の作成文書、あるいは地方の学校からの演奏依頼やレコード吹き込み依頼など、「作曲」の委嘱件数に数えられない19件<sup>8</sup>をのぞく778件を分析対象とした。

### 2-1. 委嘱件数の推移

まず、委嘱件数の推移をグラフで示す。このグラフには、778件のうち依頼年が判明している694件の情報を反映させた<sup>9</sup>。

【グラフ1】1907年～1949年における東京音楽学校の委嘱件数



グラフから、特に1930年代に委嘱件数が急増した様子が見てとれる。東京音楽学校の委嘱作曲のうち校歌に焦点を絞った先行研究では、この時期に校歌が増加した理由は高等女学校や実業学校など中等学校の新設が相次いだことによる、と説明されている<sup>10</sup>。

一方で、1930年代は社歌や工場歌の依頼も増えている。この点については、「コミュニティ・ソング」に言及した先行研究において、「大正期から昭和初期にかけての時期は、労働者と西洋音楽との関係に関して活発な展開のあった時期」という指摘が見受けられる<sup>11</sup>。

諸機関や制度の拡充、社会的状況によって、とりわけ1930年代に団体歌の需要が高まったと考えられる。

## 2-2. 1930年代の委嘱作曲

先述のように、団体歌の作曲依頼は1930年代に最多となるが、この時期に東京音楽学校では新たな動向がみられた。委嘱作曲に焦点を絞れば、1907（明治40）年以後、継続的に実施されてきた団体歌の作曲について、現状と今後の方針が確認されることになった。また、やや俯瞰的に同校の作曲をめぐる状況に着眼すると、本科に作曲部が新設されたことや歌曲集の編纂・作曲も重要である。

### 2-2-1. 作曲方針の明記——報酬および著作権について

作曲依頼の増加を受けて、東京音楽学校では受託方針を見直し、依頼上の注意事項や著作権について明言するに至った。表紙に『自昭和五年 至昭和八年 作曲依頼関係』と記された文書綴りには、「作歌及び作曲の依頼に就て」というタイトルの文書がある<sup>12</sup>。「近時音楽思想の普及に伴って」、作歌や作曲の依頼が「著しく増加の傾向にある」と説明したうえで、

その創作は学校としてではなく個人としておこなうことになるため「相当の報酬」が必要であると述べている。この「作歌及び作曲の依頼に就て」を以て「報酬」の金額がはじめて具体的に明示され<sup>13</sup>、小学校の校歌が作歌作曲それぞれ30円以上、中等学校の校歌は作歌作曲それぞれ50円以上<sup>14</sup>という「標準」が打ち出された。学校以外、例えば会社や公共団体などは、「種類程度の如何」によって報酬金額を個別に相談することになっていた。東京音楽学校は、「制度上に於て作歌または作曲の依頼に応ずる機関ではない」と説明しつつ、「一般の要求に応じ、聊かでも国家社会の文運に貢献せんこと」を期して委嘱を受けていた。東京音楽学校が作曲を手がけた背景には、近代国家の形成や社会的有用性への顧慮があった。

「作歌及び作曲の依頼に就て」のなかには、依頼上の注意点にも言及がある。まず、依頼者に「資料」の提出を求めている。歌詞のよみかた、解釈、曲想などの希望も示すよう呼びかけた。次に、著作権問題について述べている。「校歌等については、其の性質上かゝる問題の発生する様<sup>ママ</sup>のことは殆んど無いであらうけれども」とことわったうえで、営利目的の出版および蓄音機やトーキーの吹き込み、ラジオ放送や興行演奏に対しては、著作権が創作者にあることを明記している。

『自昭和五年 至昭和八年 作曲依頼関係』の中には、「作歌及び作曲の依頼に就て」の他、「当学校へ委嘱されし著作物（作曲）の著作権につきて」という文書も綴られている。ここで、著作権は報酬の授受により全権利を移譲するものではないことを念押ししている。また、「東京音楽学校作曲」とすることで著作権が曖昧になり、その結果「利益を独占する蓄音器業者に対抗する」必要があるのではないかと述べている。さらに直近の著作権問題として、西條八十作詞、橋本國彦作曲《帝都復興祝歌》が例示される。営利目的でレコードに吹き込まれ、販売され、西條には印税が支払われたが、東京音楽学校には著作権が認められなかった。この扱いは不当だと述べ、委嘱者・東京市も作曲者・橋本も明瞭な権利を主張し得ず、蓄音器業者が利得を有したと指摘している。この文書では、「本件ハ将来ヲハカリ相当思慮ヲ要スヘキ重要ノ件ト思考サル、モノ」として、まずは権利の所在を明確にする必要性を強調している。

## 2-2-2. 東京音楽学校の作曲をめぐる環境

1930年代は、作曲依頼の急増により報酬金額の明確化や著作権問題への対策が必要になった。この時期に東京音楽学校の作曲をめぐる環境はどのような様相を呈していたのか。

くしくも作曲の委嘱件数が最大となった1930年代は、東京音楽学校の本科に作曲部が設置され、洋行帰りの教員たち<sup>15</sup>が指導にあたった時期である。それまで同校では体系的に作曲を学ぶ環境が整っておらず、作曲専攻の学生は育成されていなかった。

本論文で述べてきた委嘱作曲についても、学生への作曲を希望する依頼には対応する手立てがなかった。例えば、1930（昭和5）年9月10日付で麒麟麦酒株式会社仙台工場から送付された依頼状<sup>16</sup>には、「貴校学生の方に学習として作曲御願致度候…」と記されている。

これに対し、9月12日付の返信草稿では「生徒中には作曲専攻のもの無之 然ては職員中に然べき適當の者に委嘱して作曲せしむる」という説明がなされている。

本科作曲部の設置が決定したのは1931年のことであり、学生の募集が実施されたのは翌年からであった。また、1931年は、東京音楽学校唱歌編纂掛が『新歌曲』を編纂した年である。さらに1937年には学校長・乗杉嘉壽（1878～1947）が編者となった『音楽』が発行されている。『新歌曲』および『音楽』の作曲者を見ると、信時潔（1887～1965）、片山穎太郎（1894～1975）といった本科作曲部の指導者たちが名前を連ねている。1930年代は委嘱作曲の需要が高まった時期であると同時に、東京音楽学校で本格的に作曲を指導することになった担当教員たちは多忙を極めていたことが推察される。

### 2-3. 団体歌の作曲者

作曲者が判明している471曲の団体歌について、委嘱時期と作曲数を表にまとめた。

【表2】東京音楽学校受託作品の作曲者一覧

依頼年	作曲者（括弧内は曲数）
1907（明治40）	楠美恩三郎（3）
1908（明治41）	楠美恩三郎（3）、南能衛（3）、岡野貞一（2）、内田象太郎（1）、前田久八（1）
1909（明治42）	南能衛（2）、原田潤（2）、岡野貞一（1）、中田章（1）、山田耕筈（1）、松井壯吉（1）
1910（明治43）	南能衛（3）、島崎赤太郎（2）、本居長世（2）、岡野貞一（1）、梁田貞（1）、楠美恩三郎（1）、山田耕筈（1）、中田章（1）
1911（明治44）	岡野貞一（6）、島崎赤太郎（2）、楠美恩三郎（1）、大和田愛羅（1）、南能衛（1）
1912（明治45／大正1）	楠美恩三郎（2）、岡野貞一（1）、梁田貞（1）、南能衛（1）、東京音楽学校（1）
1913（大正2）	島崎赤太郎（2）、岡野貞一（1）、楠美恩三郎（1）、前田久八（1）、中田章（1）、草川宜雄（1）、澤崎定之（1）
1914（大正3）	島崎赤太郎（1）、岡野貞一（1）
1915（大正4）	楠美恩三郎（2）、島崎赤太郎（1）、中田章（1）、船橋榮吉（1）、岡野貞一（1）、弘田龍太郎（1）、澤崎定之（1）
1916（大正5）	楠美恩三郎（2）、中田章（2）、島崎赤太郎（1）、岡野貞一（1）
1917（大正6）	楠美恩三郎（3）、中田章（3）、岡野貞一（2）、島崎赤太郎（1）
1918（大正7）	中田章（2）、岡野貞一（1）
1919（大正8）	楠美恩三郎（3）、島崎赤太郎（1）、中田章（1）
1920（大正9）	中田章（3）、岡野貞一（1）、楠美恩三郎（1）、島崎赤太郎（1）、弘田龍太郎（1）
1921（大正10）	楠美恩三郎（1）、中田章（1）、島崎赤太郎（1）
1922（大正11）	岡野貞一（2）、中田章（1）、信時潔（1）
1923（大正12）	岡野貞一（1）、弘田龍太郎（1）

近代日本における団体歌の作曲

【表2】 続き

1924 (大正 13)	中田章 (4)、岡野貞一 (2)、楠美恩三郎 (1)、信時潔 (1)、弘田龍太郎 (1)
1925 (大正 14)	中田章 (1)、弘田龍太郎 (1)、信時潔 (1)
1926 (大正 15 / 昭和 1)	不詳 (依頼状のみで楽譜なし)
1927 (昭和 2)	岡野貞一 (1)
1928 (昭和 3)	不詳 (依頼状のみで楽譜なし)
1929 (昭和 4)	梁田貞 (1)
1930 (昭和 5)	片山穎太郎 (7)、橋本國彦 (5)、信時潔 (5)、船橋榮吉 (2)、 島崎赤太郎 (1)、成田為三 (1)、岡野貞一 (1)、長谷川良夫 (1)
1931 (昭和 6)	岡野貞一 (8)、信時潔 (8)、片山穎太郎 (7)、橋本國彦 (3)、 船橋榮吉 (4)、梁田貞 (1)
1932 (昭和 7)	岡野貞一 (14)、信時潔 (5)、橋本國彦 (7)、船橋榮吉 (4)、成田為三 (1)、 栗田國彦 (1)
1933 (昭和 8)	岡野貞一 (8)、信時潔 (8)、橋本國彦 (7)、長谷川良夫 (2)、 島崎赤太郎 (1)、片山穎太郎 (1)、下總覺三 (1)
1934 (昭和 9)	岡野貞一 (12)、橋本國彦 (11)、信時潔 (8)、下總覺三 (4)、 片山穎太郎 (3)
1935 (昭和 10)	下總覺三 (16)、細川碧 (8)、岡野貞一 (7)、信時潔 (3)
1936 (昭和 11)	細川碧 (10)、下總覺三 (9)、信時潔 (7)、岡野貞一 (3)
1937 (昭和 12)	下總覺三 (12)、岡野貞一 (5)、細川碧 (3)、信時潔 (1)、橋本國彦 (1)
1938 (昭和 13)	岡野貞一 (3)、信時潔 (2)、橋本國彦 (2)、下總覺三 (1)、細川碧 (1)、 栗田國彦 (1)
1939 (昭和 14)	細川碧 (4)、岡野貞一 (4)、橋本國彦 (2)、信時潔 (1)、下總覺三 (2)、 宮城道雄 (1)
1940 (昭和 15)	東京音楽学校 (7)、信時潔 (3)、細川碧 (3)、下總覺三 (2)、 橋本國彦 (2)、岡野貞一 (1)、平井保喜 (1)、清水脩 (1)、澤崎定之 (1)
1941 (昭和 16)	山田和男 (4)、信時潔 (3)、細川碧 (3)、東京音楽学校 (3)、中田一次 (3)、 下總覺三 (2)、岡野貞一 (2)、高田信一 (2)、橋本國彦 (1)、平井保喜 (1)
1942 (昭和 17)	細川碧 (1)
1943 (昭和 18)	東京音楽学校 (6)、平井保喜 (2)、信時潔 (1)、橋本國彦 (1)
1944 (昭和 19)	東京音楽学校 (3)、橋本國彦 (2)、信時潔 (1)、細川碧 (1)
1945 (昭和 20)	信時潔 (1)、橋本國彦 (1)
1946 (昭和 21)	なし
1947 (昭和 22)	下總覺三 (2)
1948 (昭和 23)	長谷川良夫 (7)、伊福部昭 (2)、下總覺三 (1)、片山穎太郎 (1)
1949 (昭和 24)	長谷川良夫 (4)、片山穎太郎 (3)、下總覺三 (2)、信時潔 (1)、 池内友次郎 (1)

記録が残る初期の委嘱作曲は、『尋常小学唱歌』の編纂に携わっていた人々の手によった。1907 (明治 40) 年から 1924 (大正 13) 年までの間で、最も多くの作品を書いたのは楠美恩三郎 (1868 ~ 1927) で、島崎赤太郎 (1874 ~ 1933) や南能衛 (1881 ~ 1951) 等も作曲に参加していた。また、長期間にわたり作曲を担当し続けたのは岡野貞一 (1878 ~ 1941) で、曲数を数えると少なくとも 103 曲が確認できる。

【表2】からわかる通り、作曲にあたったのは東京音楽学校の教員や卒業生で、ときには声楽家の澤崎定之（1889～1949）や箏曲家の宮城道雄（1894～1956）も関与していた<sup>17</sup>。1948、49（昭和23、24）年には、長谷川良夫（1907～1981）、伊福部昭（1914～2006）、池内友次郎（1906～1991）等、太平洋戦争後に作曲教育を担った教員<sup>18</sup>が団体歌の作曲にも参入している。

### 3. 伝播する歌——《体育運動歌》を事例として

以上、団体歌の作曲について俯瞰してきたが、ここからは具体的な事例を挙げて、東京音楽学校における受託作品の創作や伝播の一端を明らかにする。本論文で着眼するのは《体育運動歌》である。この作品に焦点を絞る理由は次の3点にある。①学校の枠組みを越えて広くうたわれた作品である、②新聞や官報から創作経緯を辿ることができる、③地方への波及状況を検討するうえで有効な書類がのこされている。

明治期以来、体育と音楽は近代日本の国民形成に寄与するものと位置付けられてきた点も念頭に置きながら《体育運動歌》について考察したい。

#### 3-1. 《体育運動歌》概要

《体育運動歌》は、1931（昭和6）年7月17日に「文部省翻刻認可」を得て、同年8月8日に山海堂出版部から楽譜が発行された<sup>19</sup>。

楽譜の表紙には、「文部大臣官房体育課」による文言が付されている。楽譜掲載文を要約すると、この曲は、体育運動に伴う「純真なる精神」や「剛健なる気宇」を高め、「国民の意気を宣揚」するために撰定されたもので、「体育運動にかんする集合行進並に海外遠征」などの折に広く愛唱されることを望む、という内容である。

《体育運動歌》は、「第1」から「第3」までの3曲から成る。いずれも歌詞は「文部省撰歌」、作曲は「東京音楽学校」名義で、楽譜には単旋律とピアノ伴奏が掲載されている。

《体育運動歌》の1曲目には、〈栄えゆく〉という曲名がついている。G-dur、4分の4拍子の澁刺たる曲である。オクターヴを核とした伴奏部分は付点音符が多く、弾む音型が歌の勢いを加速させる。2曲目は〈高鳴る血潮〉である。C-dur、4分の3拍子で、旋律には伴奏に含まれる和音構成音が多用されているため、比較的歌いやすい曲である。伴奏の低音は終始4分音符を刻んでいるため力強さを印象づける。《体育運動歌》の3曲目〈若き者〉はB-dur、4分の2拍子で、「勇壮に」という指示がある。〈若き者〉は伴奏にスタッカートや短い音価がちりばめられているため、1曲目や2曲目に比べて軽快さが際立つ。

### 3-2. 《体育運動歌》の創作経緯

《体育運動歌》の歌詞は公募を経て選出された。まず1930（昭和5）年11月1日の読売新聞に、「国民の意気を宣揚する／体育運動歌を募集／文部省の新しい試み」という見出しで歌詞の募集記事が掲載された<sup>20</sup>。応募作品は6行2節程度が「標準」で、1930年11月20日が締め切りとされた。この新聞記事には、「作曲は文部省より適当な方面へ依頼する」と記載されている。

公募の審査結果は、1930年12月27日に『官報』および新聞各紙で発表された。『官報』第1200号には、「文部省告示第244号」として、文部大臣・田中隆三の名による文章が掲載されている。告示は「今般本省ニ於テ懸賞募集セル体育運動歌ノ審査ノ結果ハ左ノ如シ…」という見出しで、「当選者」1名の住所、氏名、応募した歌詞、および「選外佳作者」2名の住所、氏名、歌詞を公表した。「当選」、つまり第1位の評価を得たのは、福井県の一力よね子で、「栄えゆく天つ御空の光をうけて、集へる我等の心は躍る」から始まる歌詞であった。「選外佳作」として次点がつけられたのは兵庫県の渡邊啓輔と福島県の松本強で、彼らの詞が後に《体育運動歌》の「第2」、「第3」として作曲される。

『官報』第1200号が発行された同日、『東京朝日新聞』と『読売新聞』にも、審査結果が掲載された<sup>21</sup>。いずれの新聞記事も、応募作品が全国各地から1237編にのぼったことを報じている。また、両記事には、「当選」1篇と「選外佳作」2篇、あわせて3篇について、作曲を東京音楽学校に依頼した、という記載もある。

歌詞決定から約4カ月後には楽譜が公表された。『東京朝日新聞』<sup>22</sup>では、「文部省体育課がかねて懸賞募集した体育運動歌の当選歌三篇はその後東京音楽学校に依頼し作曲中であつたが九日完成したので十日の官報で告示する事になつた…」と報じ、楽譜の一部も掲載した。また、『官報』第1281号では「文部省告示第162号」として、1931年4月10日、文部大臣・田中隆三の名義で《体育運動歌》3篇それぞれの楽譜がすべて掲載された。楽譜は伴奏つきで、「文部省撰歌／東京音楽学校作曲」と印字されている。

### 3-3. 長期にわたり各地でうたわれた《体育運動歌》

『官報』第1281号で《体育運動歌》の楽譜が公表されてから約半年後に、東京の「体操祭」で同曲がうたわれることになった。1931（昭和6）年11月2～8日に、全日本体育連盟主催、内務省、逓信省、警視庁、東京府などの後援による「体操週間」が開催されるはこびとなり、明治館にあたる11月3日には、明治神宮から宮城まで行進しながら「体育運動歌を高唱して大行進する」という記事が『東京朝日新聞』に掲載された<sup>23</sup>。

その後も、《体育運動歌》は継続的にうたわれ、東京のみならず各地に波及していった。本論文では、作曲依頼関係書類をもとに大阪と福岡の動向を追跡する。

### 3-3-1. 大阪からのレコード吹き込み許可願

『自昭和八年 至昭和九年 作曲依頼関係書類』と記載された東京音楽学校の文書綴りを参照すると、1933年に大阪府立市岡高等女学校同窓会「六の花会」から送られた《体育運動歌》第一曲〈栄えゆく〉のレコード吹き込み許可願が確認できる<sup>24</sup>。東京、大阪間のやりとりは複数回に及んだ。まず10月26日付で市岡高等女学校の第1期生2名<sup>25</sup>から東京音楽学校長宛てに依頼状が送付され、帝蓄レコードの片面に校歌を、もう片面に〈栄えゆく〉を吹き込み、「運動精神の高調」に役立てたいとの意向が伝えられた。書面には、レコードを卒業生に実費で頒布する旨も記載されている。依頼状を受け、10月30日付の東京音楽学校からの返信草稿には、営利目的で使用しない場合は吹き込みを許可することと、歌詞の使用許可は文部省から得る必要がある旨の記載がある。この後、依頼者は11月3日に礼状を送付しており、文部省への許可願の文面について照会している。それに対して東京音楽学校は書式例を提示し、11月4日付の返信草稿で、許可がおりたら報告するよう求めている。11月8日に依頼者が東京音楽学校宛てに送った書簡には、学校内で売っただけなら問題ないとのことと文部省からも許可がおり、レコードを完成させたという通知が見受けられる。

大阪の市岡高等女学校卒業生からの依頼は、次の2点を示唆している。第1に、校歌のレコードの裏面に《体育運動歌》の1曲目である〈栄えゆく〉を吹き込むという発想から、レコード吹き込み以前に、ある程度は同曲が知れ渡っていたということである。第2に、レコード吹き込みをおこなったことで、女学校の卒業生、在校生、教員、保護者、関係者へと作品が拡散してゆく更なる可能性を得たということである。

### 3-3-2. 福岡からの歌唱をめぐる質問

『[昭和11年～昭和13年] 作曲依頼関係』の書類綴りには、《体育運動歌》2曲目の〈高鳴る血潮〉にかんする質問状が含まれている<sup>26</sup>。差出人は福岡県の直方高等女学校長・小林大右衛門であった。本項では、該当部分の譜例を挙げて質問状の記載内容を確認する。

質問状には、〈高鳴る血潮〉の第21・22小節が「節奏の上より観て『二拍子三小節』とするが適当」と考えられ、「2/4と書き換申べきものか或はその儘にて教授者の考によりて2/4の節奏の気持を持つて唱謡せしむべきか 右御教示相願度候」と記されている。ここで問題とされているのは「節奏」、つまりリズムである。

返信草稿には、上記の質問への回答が記されているが、その草稿用紙の上部には朱色で「信時講師」と書き込まれている。

〈高鳴る血潮〉は「東京音楽学校作曲」として発表されたが、実際に曲を作ったのは信時潔であった<sup>27</sup>。作曲依頼関係書類のなかにも、信時の筆跡とみられる鉛筆書きのメモが見受けられる。「御尋ねの個所『いざた、かわん』の段は中頃の『こゝにしめさん』の段とリズムの点にて対応して居ります。」とあり、さらに詳細な説明が続く。最後の2小節「雄々し

く」の「お」を省いてみると最後4小節は2拍子と捉えることもできそうだが、「雄々しく」は直前の「正しく」、「正しく」はその前の「戦はん」を受けているため、拍子を変えるには至らない、という見解である。信時は、歌詞の都合によるリズムの変化は「歌ひまわしでその変化を生かしてゆくのが通例」と記述している。

【譜例1】〈高鳴る血潮〉第13～24小節

ヒ コ コ ノ キ タ ム コ コ ヲ タ ヲ タ ン  
ね に 海 ま ら か ら こ こ に し め さ ん

キ ヲ キ ア イ ノ タ ツ ヲ キ ア ホ マ レ  
き よ き を い の ち つ よ き を ほ ま れ

イ サ タ タ カ ハ ン タ タ シ ク フ フ シ ン タ  
い ざ た た か は ん た た し し を を し く

《体育運動歌》2曲目の〈高鳴る血潮〉について、作曲者からの回答が記された返信草稿には、「1938年10月8日発送」と印字されている。つまり、《体育運動歌》の楽譜が1931年発行の『官報』第1281号に掲載されてから7年以上が経過していることになる。東京で

作曲・公表されたこの作品が、7年後になお福岡で歌われていたことを裏付けるものである。

本項でとりあげた質問状とそれに対する回答からは、作曲者と享受者（歌唱の担い手）の間でかわされた音楽的解釈をめぐる深い交流が垣間見られた。質問者は一人の学校長であったが、その背後には多くの女学生の存在がある。《体育運動歌》の事例をみても、東京音楽学校の受託作品が広くうたわれ、一定の教育的な役割を果たしていたことがわかる。

## おわりに

1907（明治40）年から1949（昭和24）年までの東京音楽学校の委嘱作曲について、創作経緯や地方への伝播といった観点から考察を進めてきた。

本論文で述べたとおり、依頼件数が最も多くなったのは1930年代であった。その時期の主な作曲者と曲数をかぞえてみると、岡野貞一が65曲、信時潔が48曲、下總覺三（皖一）が41曲、橋本國彦が38曲、細川碧が26曲、片山穎太郎が18曲となっている。

東京音楽学校が委嘱を受けて作曲した団体歌は、作曲家たちが創作史に活動の軌跡を刻んでいったという側面からのみならず、各地で多くの人々によって歌われた結果として、近代日本の音楽文化を下支えするものとなっていったという点でも重要である。

団体歌は、行事の開催等を契機として創作されることもあったが、愛郷精神や自治体の発展を祈念して作られることが多かった。その演奏行為によって一体感を醸成することは、共同体の形成にもつながる。特に明治後期から昭和戦前期に団体歌の作曲が促進された背景には、近代化を志向する社会的状況や戦時体制を含む政治状況が根底にあったことも考慮にしておく必要がある。

《体育運動歌》のように、長期間にわたり日本各地でうたわれた東京音楽学校の作曲作品もあったことを確認したが、これは校歌や唱歌とは異なる場面で広く教育や啓蒙のために活用されていた歌曲の一例として理解することもできる。

一つのコミュニティで歌を共有し、声をそろえて「うたう」という行為は、近代という時代にあっては特に国民国家形成の一翼を担うものとして機能した。東京音楽学校が受託した校歌、社歌、市歌等の団体歌の作曲は、近代日本において大きな意味を含み持つものであり、実際に教育的、文化的、社会的意義をもち有していたということが出来る。

## 注

- 1 東京芸術大学百年史編集委員会編、東京：音楽之友社、2003年、962～1052頁。
- 2 《秋田県民歌》は1930（昭和5）年に制定された。倉田政嗣の作った詞を高野辰之が補作し、成田為三が作曲した。なお、知名度の高い《信濃の国》は1900（明治33）年に作曲されたが、「県歌」として制定されたのは1968（昭和43）年である。
- 3 東京音楽学校の後身である東京芸術大学音楽学部が発足してから受託した作曲の書類は、「昭和二十五年 作歌作曲依頼書綴」から「昭和三十二年度 作曲依頼関係」まで、合計8冊の文書綴りとなっており、現在は大学史史料室が所蔵している。
- 4 原資料の表記による。基本的には表紙のタイトルを転載し、表紙に記載がなかった場合は背表紙のタイトルを転載した。[ ]で括った箇所は、原資料にタイトルの記載がなく、文書内容をもとに筆者が補記したものである。
- 5 1941（昭和16）年の資料は書類の綴りではなく、B4版1枚の「依頼表」である。
- 6 マイクロフィルム全9巻。請求記号はMW23/5-12, MW24/1。
- 7 「東京音楽学校・東京美術学校の受託作に見る近代日本の芸術教育」科学研究費補助金 基盤研究（B）、2010～2012年度、研究課題番号22320034、研究代表者：橋本久美子。
- 8 データベースID53、102、118、197、259、260、273、379、467、500、535、556、563、567、570、613、620、761、770。
- 9 84件については資料から依頼年を特定することができない。しかし、作曲依頼書類は数年ごとに綴られているため、おおよその依頼時期は推定される。84件の内訳は、1916（大正5）年から1928（昭和3）年に49件、1933～1934年に8件、1936～1938年に5件、1939～1940年に11件、1942～1945年に11件である。
- 10 須田珠生「学校校歌作成意図の解明——東京音楽学校への校歌作成依頼状に着目して——」『音楽教育学』第46巻2号、東京：日本音楽教育学会、2016年、7頁。
- 11 渡辺裕『歌う国民』東京：中央公論新社、2010年、228頁。
- 12 この文章は、『同声会報』第192号（東京：東京音楽学校、1933年）37～39頁および『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇』第2巻、1051～1052頁にも掲載されている。
- 13 ただし、これ以前も報酬は支払われていた。記録を辿ることのできる初期の委嘱作曲として、1907～1910年頃の文書を確認すると、報酬金額は15～20円が多かった。
- 14 『値段史年表——明治・大正・昭和——』（朝日新聞社、1988年）92頁によると、1930年代前半の小学校教員の初任給が月俸45～55円であった。
- 15 細川碧（1902～1950）は1929（昭和4）年に渡欧し、1935年に帰国したのち東京音楽学校で教員を務めた。また橋本國彦（1904～1949）は、1929年から同校の講師となっていたが、1934

年からウィーンへ行き、アメリカを経由して1937年に帰国した。

- 16 大学史史料室データベース ID254。
- 17 澤崎定之は第4高等学校時習寮の寮歌(1913年)、明治専門学校寮歌(1915年)、和歌山市歌(1940年)を作曲している。宮城道雄は郡山高等女学校の校歌について、箏曲譜の作曲依頼を受けた。
- 18 東京音楽学校および東京芸術大学音楽学部の在職期間は、長谷川良夫が1946年8月～1975年4月、伊福部昭が1946年9月～1952年3月、池内友次郎が1946年8月～1974年4月である。
- 19 歌詞は石川県社会教育課編『青年愛誦集』(石川県連合青年団、1932年)106～108頁にも収録されている。
- 20 『読売新聞』1930年11月1日、朝刊第6面。なお、本記事は読売新聞記事データベース「ヨミダス歴史館」を利用して閲覧した。
- 21 『読売新聞』1930年12月27日、朝刊第11面は「体育運動歌 当選発表」という見出しで審査結果を報道し、一力よね子の賞金が300円であることも記載している。『東京朝日新聞』1930年12月27日、朝刊第3面は「『体育運動歌』 一等発表 千二百余篇から厳選」という見出しである。本記事は朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」を利用して閲覧した。
- 22 『東京朝日新聞』1931年4月10日、朝刊第11面。
- 23 『東京朝日新聞』1931年11月1日、朝刊第7面。
- 24 大学史史料室データベース ID403。
- 25 市岡高等女学校同窓会「六の花会」幹事の坂岡静子と前田為代(いよ)子。
- 26 大学史史料室データベース ID585。
- 27 信時潔の自筆譜が東京芸術大学附属図書館に所蔵されている。請求記号は「信時文庫/貴重楽譜/0211」。

## Compositions for “Songs for the People”: A Case Study of Musical Compositions Entrusted to Tokyo Academy of Music

NAKATSUJI Maho

Tokyo Academy of Music (Tōkyō Ongaku Gakkō) was entrusted with composing many school songs and “songs for the people” such as city songs, dormitory songs and songs for young men’s associations. The original materials from these projects from 1907 to 1957 are owned by the University Archive Center of Tokyo University of the Arts. These materials have been scanned and they build the database of these projects. This database is expected to be released soon. The outline of these projects is printed in *A hundred years’ history of Tokyo University of the Arts, Section of Tokyo Academy of Music, Volume 2*. There are some articles that describe the pedagogical importance and necessity of these school songs. However, researches that examined the project of Tokyo Academy of Music based on the primary documents from an analytical perspective considering regional diffusion of the academy or social background at that time, are few in number.

Taking the prior researches in to consideration, this thesis classified “songs for the people” by the composer’s name. As a result, this research revealed composers and their activities, based on their autographs and documents requesting the compositions. This research also studied the social role of Tokyo Academy of Music in modern Japan. In addition to these investigations, this thesis focused on compositions such as “songs for sports and physical education” which disseminated following the framework of the school, as a case that has not been mentioned in the preceding study treating school songs. This investigation revealed that the songs composed by the Tokyo Academy of Music impacted the provinces and were recorded in each place.

“Songs for the people” — such as school songs, company songs and city songs — should be considered in the context of nation-state formation in modern Japan.

Sharing a song in a group and lift a feeling of unity by singing the song — this activity lead to form a community in modern Japan. In particular, many of the “songs for the people” were composed between the latter part of the Meiji to the Showa prior to the start of the Second World War, as there was a political situation which aspire the modernization of the country or a wartime regime. The compositions which were entrusted to Tokyo Academy of Music, a government-established music academy, suggest a direction of music education and reflect the music culture in modern Japan.